問合せ 生活相談課 ☎(740)1333

自治会やコミュニティ組織などの地域活動団体を対象に、活動拠点に設置するAEDの購入費用などの一部を助成しています。また、イベントなど短期間の利用に、市所有のAEDを貸し出しています。

小 学校通学路などに防犯カメラ設置
4月以降に運用を開始

問合せ 生活相談課 ☎(740)1333

子どもの安全確保と犯罪の未然防止のため、各小学校区の通学路などに防犯カメラを10台ずつ設置し、4月以降に運用を開始します。

犯罪抑止効果が期待できる他、犯罪が発生した時に犯人の特定や事件の早期解決に役立ちます。犯罪をさせない地域づくりにご協力をお願いします。

児 童扶養手当と特別児童扶養手当
手当額が変わります

問合せ 子育て・家庭支援課 ☎(740)1179

児童扶養手当と特別児童扶養手当の支給額が消費者物価指数の下落により、4月分（8月支給）から0.1%引き下げられます。

ひとり親家庭の親などへの児童扶養手当は子ども1人で9,980円～4万2,290円に、2人目は最大9,990円、3人目以降は最大5,990円を加算した額です。中度から重度の障がいがある子どもを養育している人への特別児童扶養手当は1級で5万1,450円、2級で3万4,270円です。

引 っ越しの際は異動届けを忘れずに
2週間以内に提出が必要

問合せ 市民課 ☎(740)1165

引っ越しで住所を異動する人は、引っ越し前の市町村で転出届、引っ越し後の市町村で転入届の提出が必要です。同一市町村で転居する場合は転居届を提出してください。いずれも異動日から14日以内。

手続き時には、転出証明書の他、本人確認書類（運転免許証など）や通知カード、マイナンバーカードなどが必要です。詳しくは市役所1階の市民課へ。

普 通救命講習を開催
心肺蘇生法や応急対応を習得

問合せ 消防課 ☎(759)0119

一般向けの普通救命講習Ⅰ、福祉施設職員など職業上で応急対応を期待される人向けの普通救命講習Ⅱ、小児（乳児を含む）に対する心肺蘇生法の実技を学ぶ普通救命講習Ⅲを開催。参加賞あり。

場消防本部▷定各40人▷申窓先各受付開始日以降に消防課へ

心停止から1分ごとに、救命率は7～10%低下します。救急車の全国平均到着時間は、8～9分。ただ待っているだけでは、救急車到着時の救命率は50%を切る計算になります。

緊急時でも落ち着いて、心肺蘇生法を行うことが、命をつなぐ一歩になります。

【普通救命講習Ⅰ】

開催日	講習時間	受付開始日
4月14日(金)	午後1時～4時	受け付け中
5月14日(日)	午後1時～4時	4月14日(金)
6月3日(土)	午後1時～4時	5月3日(祝)

【普通救命講習Ⅱ】

開催日	講習時間	受付開始日
6月10日(土)	午後1時～5時	5月10日(水)

【普通救命講習Ⅲ】

開催日	講習時間	受付開始日
5月1日(月)	午前9時半～午後0時半	4月1日(土)

※都合により開催日を変更する場合があります

交 通事故ゼロのために
子ども・高齢者・自転車に注意を

問合せ 道路管理課 ☎(740)1184

4月6日(木)～15日(土)は「春の全国交通安全運動」、10日(月)は「交通事故死ゼロをめざす日」です。交通事故の発生を減らすため、「子どもと高齢者の交通事故防止―事故にあわない、おこさない」をテーマに取り組みます。春は入学・入園など子どもの交通環境が大きく変わる季節。子どもと高齢者を見掛けたら速度を落とすなど、小さな気遣いが事故を防ぎます。

また、自転車利用者が加害者になるケースもあります。車と同じ車両であることを認識し、「自転車安全利用五則」（市ホームページに掲載）を確認してください。なお、県では利用者の保険加入が義務化されています。未加入の人は加入してください。

低 燃費の軽四輪自動車購入に補助金
4月以降登録の新車が対象

問合せ 環境創造課 ☎(740)1202

市内に住所がある個人・法人が低燃費の軽四輪自動車を購入する場合、1台につき1万800円の補助金を交付。対象は29年4月1日以降に登録した新車で、電気・天然ガス軽四輪自動車またはJC08モード燃費値30キロ／リットル以上の軽四輪自動車。市税の滞納がないことが条件です。予算の範囲内で先着順で受け付け。

申郵分庁舎2階の環境創造課と各公民館に備え付けの申請書兼請求書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、自動車検査証の写し（購入が確認できない場合は、確認できる書類の写し）を添え、4月3日(月)～30年3月30日(金)（必着）に〒666―0011・出在家町1―11の環境創造課へ

行 政組織を再編
キセラ川西整備部はみどり土木部に統合

問合せ 経営改革課 ☎(740)1120

4月1日から「キセラ川西整備部」を「みどり土木部」に統合します。統合に伴い「地区推進課」と「地区整備課」は「みどり土木部」に配置します。

審議会に参加する市民委員を募集

未来を形作る

30年度から5年間の市の計画を策定するための審議会を開催。参加する市民委員を募集します。審議会は平日夜に開催予定。定員超過の場合は選考で決定します。

問合せ 経営改革課 ☎(740)1120

審議会で何をするの？

専門家や事業者、団体、市民委員などが、計画の内容をそれぞれの立場から議論し、その意見を計画に反映させます。

第5次総合計画 後期基本計画（定員3人）
まちづくりのあり方や進むべき方向などを検討する審議会。5月から30年1月までに6回程度開催します。

行財政改革 後期実行計画（定員2人）
新たな財源の確保や経費削減などを検討する審議会。5月から10月までに5回程度開催します。

対市内在住・在勤・在学者▷申郵✉希望する審議会、応募動機、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、職業か学校名を書き、4月14日(金)（必着）までに経営改革課✉ kawa0176@city.kawanishi.lg.jp へ

高 齢者に緊急通報装置を貸与
非常時に備える

問合せ 長寿・介護保険課 ☎(740)1174

一人暮らしの高齢者などに、緊急通報装置と非常用ペンダントを貸与しています。

装置はNTTアナログ回線専用ですが、他の電話回線（IP電話は不可）でも利用できるようになりました。万が一の不具合に関する承諾書の提出が必要です。

タ クシーの基本料金を助成
高齢者外出支援サービスの申請受け付け

問合せ 長寿・介護保険課 ☎(740)1174

4月1日時点で下記の条件全てに当てはまる人に、タクシーの基本料金を助成する利用券を交付。申し込みは、市役所1階の長寿・介護保険課に備え付けの申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、同課へ。

①要介護3～5の認定を受けている②65歳以上で介護保険施設に入所していない③障害福祉課の実施するタクシー料金助成事業の対象とならない

協 力する運動施設事業者など募集
約1,400人参加のかわにし健幸マイレージ

問合せ 保健センター ☎(758)4721

40歳以上の約1,400人の市民が参加する「かわにし健幸マイレージ」。この事業に協力する常設の運動施設の事業者を募集します（条件あり）。

内施設での運動プログラム参加者にパソコンなどでポイント付与▷申☎4月14日(金)までに保健センターへ

固 定資産税評価額など縦覧
29年度の土地や家屋の評価額

問合せ 資産税課 ☎(740)1133

4月3日(月)から5月31日(水)まで（土・日曜日、祝日を除く）市役所2階の資産税課で、土地や家屋の29年度評価額などが記載された縦覧帳簿を縦覧できます。ただし、29年度固定資産税の納税義務者本人と、本人の委任を受けた代理人に限ります。

4月23日に市税と保険税（料）の休日納付相談窓口を開設

4月23日(日)午前9時半から午後4時まで、市役所1階の保険収納課☎(740)1177と長寿・介護保険課☎(740)1148、同2階の市税収納課☎(740)1134で。

「臨時福祉給付金（経済対策分）」を支給

給付金専用ダイヤル ☎0570(200)380

対象と思われる人に申請書を送付しています。7月31日(月)までに返送してください。